

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可（二件）……………
- ………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…一
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………
- ………（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）…二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の辞退、廃止及び休止……………
- ………（同）…三
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- ………（同）…四
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………
- ………（同）…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………
- ………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………
- ………（水道局）…七

告示

●東京都告示第八百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年六月十一日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業江戸川第二・二七十九号松島四丁目第二公園
- 三 事業施行期間 令和三年六月十一日から令和四年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 江戸川区松島四丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第八百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年六月十一日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・三・百二十七号町屋公園
- 三 事業施行期間 令和三年六月十一日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

取用の部分 荒川区町屋七丁目地内
使用の部分 荒川区町屋七丁目地内

●東京都告示第八百三十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき新橋田村町地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年六月十一日

- 一 組合の名称 新橋田村町地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十九年十二月二十六日から令和五年三月三十一日まで
- 三 施行地区 港区西新橋一丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 港区西新橋一丁目十三番一号 平成二十九年十二月二十六日
- 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日 令和三年六月十一日

●東京都告示第八百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条

の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年六月十一日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

品川区東大井六丁目千三百三番十二から同番十七まで、同番七十七から同番七十九まで及び同番八十一から同番八十五まで

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十四条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月十一日

東京都知事 小池百合子

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Row 1: 医療法人社団 聡敏会 あすかクリニック, 医療法人社団 聡敏会 あすかクリニック紀尾, 千代田区九段南4-6-1 丸段シルバークラスタ401号室, 千代田区平河町2-5-5 1階, 平成31年4月22日

(2) 名称の変更

Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 所在地, 変更年月日. Row 1: 医療法人社団 さちはな さちはなクリニック, さいはなクリニック, 港区浜松町1-2-9-9 FA小林ビル2階, 平成31年4月1日

(3) 所在地の変更

Table with 5 columns: 名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Row 1: 風の本クリニック, 千代田区幸町3-1-9 幸町MTビル2階, 千代田区麹町3-10-6-202, 平成31年3月1日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Row 1: スギ薬局 新宿二丁目店, スギ薬局新宿1丁目店, 新宿区新宿2-15-28 新宿丸正ビル1階, 新宿区新宿1-3-4-11 ニューローレルビル1階, 平成31年4月18日

(2) 名称の変更

Table with 5 columns: 新名称, 旧名称, 所在地, 変更年月日. Row 1: フロンティア薬局 東大井店, コトブキ調剤薬局 品川店, 品川区東大井6-2-13, 平成31年4月1日

(3) 所在地の変更

Table with 5 columns: 名称, 新所在地, 旧所在地, 変更年月日. Row 1: マロン薬局 目白店, 豊島区高田1-38-12 メジロガーデンハイツ102, 豊島区高田1-40-11, 平成31年3月3日

薬局はなファーマシー曳舟	墨田区京島1-2-2-F104 イー・ストロア曳舟商業館1階	墨田区京島1-1-1-113	令和元年5月13日
--------------	--------------------------------	----------------	-----------

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
zen place訪問看護ステーション五反田	ぜん はなはな訪問看護ステーション	品川区西五反田7 1 5 安藤ビル1階	平成31年4月1日
zen place訪問看護ステーション都立大学	ぜん訪問看護ステーション都立大学	目黒区中根1-6-12 菅野ビル3階	同日
zen placeぜん看護ステーション大森	ぜん訪問看護ステーション大森	大田区大森北4-25-12 谷熊ビル103号室	同日
zen place訪問看護ステーション世田谷	ぜん訪問看護ステーション世田谷	世田谷区世田谷1-18-9 グリーンハウス榎本101	同日
zen place訪問看護ステーション高円寺	ぜん訪問看護ステーション高円寺	杉並区高円寺南4-44-13 ロイヤルマンション101	同日

(2) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
ブクシア訪問看護ステーション	大田区山王4-18-1 1階	大田区山王3-18-6	平成27年9月1日
多摩たんぼ訪問看護ステーション	武蔵野市関町2 24 13	三鷹市大沢1 18 10	平成30年12月1日
ナーシングケア自由ヶ丘	大田区山王4 18 1 1階	世田谷区等々力6-1-6 ベルメゾン自由が丘202	平成31年2月8日
訪問看護ステーションほのぼのらいふ	文京区西片1-17-10	大阪府八尾市北本町2-12-32	平成31年4月3日
おむすび訪問看護ステーション練馬	練馬区東大泉3-4-2 大新ビル503	練馬区東大泉3-4-3 大新ビル603	平成31年4月15日
訪問看護ステーション芦花	世田谷区裕谷2-23-1	世田谷区下藤台4-30-11 ACTスクエアビル2階	同日
セコムとしま訪問看護ステーション	豊島区南大塚2-35-7 平文社ビル3階	豊島区泉鴨1-23-10 エルコスビル4階	平成31年4月17日
ナースステーション東京 H黒支店	H黒区上H黒2-36-3	目黒区目黒1 5 4 ウエーラーマンション101	令和元年5月1日

●東京都告示第八百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第六十五条の規定による指定の辞退及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六十三条の規定による届出があったので、法第六十九条並びに指定自立支援医療機関の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第三十三号)第五条第二項及び第六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年六月十一日

東京都知事 小池 百合子

薬局 (精神通院医療)

(1) 辞退

名称	所在地	辞退年月日
ヤマグチ薬局船橋店	江戸川区船橋2-22-13	平成31年4月1日

(1) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
つばき薬局	中央区八重洲2-1 八重洲地1街中1号地F2階	平成31年3月31日
スマイル薬局神楽坂店	新宿区神楽坂3-2-8	同日
フラワー薬局 赤羽台店	北区赤羽台3-19-6	平成31年4月6日
すずらん薬局	北区志茂4-14-1 マンションベアーズ102	同日
共創未来 錦糸町薬局	墨田区太平3-18-5 千代准ビル1階	平成31年4月30日

(3) 休止

名称	所在地	休止年月日
ミカド薬局	杉並区高円寺北3-22-15	平成31年4月10日

指定訪問看護事業者等 (精神通院医療)

(1) 辞退

名称	所在地	辞退年月日
訪問看護ステーションほのぼのライフ	文京区西片1-17-10	令和元年5月1日

(2) 廃止

名称	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーション コルディアール新宿	新宿区上落合4-6-14 the ANNEX201号	平成31年3月31日

告示 (選)

東京都選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第十五条第二項及び第四項第二号 (地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令 (昭和二十三年政令第二百二十号) においてその例によることとされる場合を含む。) の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年六月十一日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

- 短期入所生活介護こぶしえん 目黒区下目黒六丁目十八番二号
- 特別養護老人ホームこぶしえん 目黒区下目黒六丁目十八番二号
- 都市型軽費老人ホームこぶしえん 目黒区下目黒六丁目十八番二号
- 障害者支援施設こぶしえん 目黒区下目黒六丁目十八番二号
- あおぞら緑小竹テラスシヨートステイ 練馬区小竹町一丁目二十九番一
- 特別養護老人ホームあおぞら緑小竹テラス 練馬区小竹町一丁目二十九番一
- クラーチ・ファミリア光が丘公園 練馬区田柄二丁目三十九番一
- 協和病院 八王子市川口町二千七百五十八番地
- エクラシア昭島 昭島市中神町千七百七十四番地十三

特別養護老人ホーム仙川 調布市入間町二丁目二十八番三
くぬぎ園 十三号

東京都選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。) 第六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があった。

令和三年六月十一日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和3年5月18日	大田区選挙管理委員会	田園調布せせらぎ館	大田区田園調布一丁目53番12号
令和3年5月13日	東久留米市選挙管理委員会	東久留米市中央町地区センター	東久留米市中央町六丁目1番1号

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年六月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年六月十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 さいか屋ビルディング
- 二 店舗所在地 町田市原町田六丁目六番十四号
- 三 設置者名 株式会社ユニカ
- 四 設置者住所 新宿区西早稲田二丁目七番一号
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社文教堂ホビーほか二十五名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社Azismほか二十七名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社チュチュアンナ

八 変更前の小売業者の代表者名 上田 利昭

九 変更後の小売業者の代表者名 上田 崇敦

十 変更日 令和三年四月三十日ほか

十一 届出日 令和三年五月三十一日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間 令和三年六月十一日から同年十月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 株式会社ルミネ新宿1店
- 二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目一番五号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
- 五 変更を行った設置者名 株式会社ルミネ
- 六 変更前の設置者の代表者名 森本 雄司
- 七 変更後の設置者の代表者名 高橋 眞
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビー・ワイ・オーほか八十一名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ビー・ワイ・オーほか七十九名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ユナイテッドアローズほか九名

称

- 十一 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前六丁目三番五号(東京パフュームオイル株式会社)ほか
- 十二 変更後の小売業者の住所 品川区上大崎一丁目一番十四号三〇三号室(東京パフュームオイル株式会社)ほか
- 十三 変更前の小売業者の代表者名 竹田 光広(株式会社ユナイテッドアローズ)ほか
- 十四 変更後の小売業者の代表者名 松崎 善則(株式会社ユナイテッドアローズ)ほか
- 十五 変更日 令和三年四月一日ほか
- 十六 届出日 令和三年五月三十一日
- 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間 令和三年六月十一日から同年十月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 株式会社ルミネ新宿2店
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目三十八番二号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
- 五 変更を行った設置者名 株式会社ルミネ
- 六 変更前の設置者の代表者名 森本 雄司
- 七 変更後の設置者の代表者名 高橋 眞

代表者名

- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ルミネアソシエーツほか八十五名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ルミネアソシエーツほか八十四名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ロクシタンジャポン株式会社ほか十五名
- 十一 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前二丁目四番十一号(株式会社ウエルカム)ほか
- 十二 変更後の小売業者の住所 目黒区碑文谷五丁目十一番十一号(株式会社ウエルカム)ほか
- 十三 変更前の小売業者の代表者名 ニコラ ガイガー(ロクシタンジャポン株式会社)ほか
- 十四 変更後の小売業者の代表者名 天野 総太郎(ロクシタンジャポン株式会社)ほか
- 十五 変更日 令和三年四月四日ほか
- 十六 届出日 令和三年五月三十一日
- 十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十八 縦覧期間 令和三年六月十一日から同年十月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年六月十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和三年六月十一日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子 株式会社ルミネ新宿1店
- 二 店舗所在地 新宿区西新宿一丁目一番五号
- 三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号ほか
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 八台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 八台
- 七 変更前の開店時刻 午前八時ほか
- 八 変更後の開店時刻 午前八時ほか
- 九 変更前の閉店時刻 午後十一時ほか
- 十 変更後の閉店時刻 午後十一時ほか
- 十一 変更前の駐車場の数及び位置 三箇所 隔地
- 十二 変更後の駐車場の数及び位置 二箇所 隔地

十三	変更日	令和三年八月一日ほか	十四	届出日	令和三年五月三十一日	一〇二四	有限会社	岡山	大仁	一、一〇二〇
十四	届出日	令和三年五月三十一日	十五	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	一〇二四	岡山興業	岡山	多摩市和田	〇二〇
十五	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十六	縦覧期間	令和三年六月十一日から同年十月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	一〇二四	有限会社サンヒル	岡崎	和明	葛飾区新宿五丁目二十二番十六号
十六	縦覧期間	令和三年六月十一日から同年十月十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十七	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	一〇二四	株式会社蛭摩工業	蛭田	和幸	稲城市矢野口三百四十六番地
十七	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	<p>東京都指定給水装置工事事業者の指定について</p> <p>水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。</p> <p>令和三年六月十一日</p> <p>東京都水道局長 浜 佳葉子</p>			一〇二四	福田管工所	福田敬一郎	栃木県宇都宮市西川田本町四丁目三番十二号	同日
一	店舗名	株式会社ルミネ新宿2店	七	所	福田敬一郎	一〇二四	福田管工	福田敬一郎	栃木県宇都宮市西川田本町四丁目三番十二号	同日
二	店舗所在地	新宿区新宿三丁目三十八番二号	八	長竹設備株式会社	長竹 晃平	一〇二四	長竹設備株式会社	長竹 晃平	京都府南丹市美山町安掛上ノ滝四番地	同日
三	設置者名	東日本旅客鉄道株式会社ほか一名	九	株式会社MSK	村瀬 宣行	一〇二四	株式会社MSK	村瀬 宣行	練馬区大泉学園町四丁目十番九号	同日
四	設置者住所	渋谷区代々木二丁目二番二号ほか	一〇二五	株式会社富士	関 英二	一〇二五	株式会社富士	関 英二	神奈川県横浜川井町二丁目百八十九番地	同日
五	変更前の駐車場の位置及び収容台数	隔地 十二台	一〇二五	株式会社伊東商店	伊東 秀雄	一〇二五	株式会社伊東商店	伊東 秀雄	神奈川県秦野市並木町五番六号	同日
六	変更後の駐車場の位置及び収容台数	隔地 十二台	一〇二五	株式会社若林	若林 晃	一〇二五	株式会社若林	若林 晃	神奈川県横浜神奈川青葉区田奈町四十六番地六	同日
七	変更前の開店時刻	午前七時ほか	一〇二五	株式会社Lgo	梶館 雄太	一〇二五	株式会社Lgo	梶館 雄太	神奈川県相模原市南区	同日
八	変更後の開店時刻	午前七時ほか	一〇二四	株式会社北和管工設備	北島 正生	一〇二四	株式会社北和管工設備	北島 正生	埼玉県入間市大字仏子六百三番地	同日
九	変更前の閉店時刻	午後十一時ほか	一〇二四	株式会社ドルクス	吉川 敬	一〇二四	株式会社ドルクス	吉川 敬	埼玉県狭山市入間川三千百六十番地の三十四	同日
十	変更後の閉店時刻	午後十一時ほか	一〇二四	株式会社KANI	市谷 洋介	一〇二四	株式会社KANI	市谷 洋介	青梅市新町七丁目十一番地の十七	同日
十一	変更前の駐車場の自動車の出入の口の数及び位置	三箇所 隔地	一〇二四	株式会社市谷洋介	市谷 洋介	一〇二四	株式会社市谷洋介	市谷 洋介	青梅市新町七丁目十一番地の十七	同日
十二	変更後の駐車場の自動車の出入の口の数及び位置	二箇所 隔地	一〇二四	株式会社北和管工設備	北島 正生	一〇二四	株式会社北和管工設備	北島 正生	埼玉県入間市大字仏子六百三番地	同日
十三	変更日	令和三年八月一日ほか	一〇二四	株式会社北和管工設備	北島 正生	一〇二四	株式会社北和管工設備	北島 正生	埼玉県入間市大字仏子六百三番地	同日

一〇二五	株式会社 水職人	工藤 一幸	千葉県市川 市妙典六丁 目七番一号	同日
一〇二五	株式会社 皇建工業	尼崎 操	墨田区八広 四丁目十三 番十二号	同日
一〇二五	株式会社 クレイン 工業	埴 千重子	町田市真光 寺町千十二 番地六、三 階	同日

相武台一丁
目十二番九
号

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

